

長崎県医師国民健康保険組合規約

昭和35年4月1日	制 定	平成7年4月1日	一部改正
昭和36年4月1日	一部改正	平成8年4月1日	同
昭和37年4月1日	同	平成9年9月1日	同
昭和37年10月1日	同	平成12年4月1日	同
昭和38年4月1日	同	平成14年10月1日	同
昭和38年10月1日	同	平成15年4月1日	同
昭和39年4月1日	同	平成16年4月1日	同
昭和40年4月1日	同	平成17年4月1日	同
昭和41年4月1日	同	平成18年4月1日	同
昭和42年4月1日	同	平成18年10月1日	同
昭和43年4月1日	同	平成20年4月1日	同
昭和44年4月1日	同	平成21年1月1日	同
昭和45年4月1日	同	平成21年10月1日	同
昭和47年4月1日	同	平成22年4月1日	同
昭和48年4月1日	同	平成23年4月1日	同
昭和49年4月1日	同	平成24年4月1日	同
昭和49年10月1日	同	平成25年4月1日	同
昭和50年4月1日	同	平成25年7月27日	同
昭和51年4月1日	同	平成26年4月1日	同
昭和52年4月1日	同	平成27年1月1日	同
昭和53年4月1日	同	平成27年4月1日	同
昭和55年3月16日	同	平成28年4月1日	同
昭和55年4月1日	同	平成29年4月1日	同
昭和55年8月1日	同	平成29年8月1日	同
昭和56年4月1日	同	平成30年4月1日	同
昭和57年4月1日	同	平成30年8月1日	同
昭和58年2月1日	同	平成31年4月1日	同
昭和59年8月1日	同	令和2年4月1日	同
昭和59年10月1日	同	令和2年9月3日	同
昭和60年4月1日	同	令和4年1月1日	同
昭和62年4月1日	同	令和4年4月1日	同
平成元年4月1日	同		
平成2年4月1日	同		
平成4年4月1日	同		
平成6年10月1日	同		

第1章 総則

目的

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

名称

第2条 この組合は、長崎県医師国民健康保険組合と称する。

事務所の所在地

第3条 この組合の事務所は、長崎市茂里町3番27号長崎県医師会館内に置く。

地区

第4条 この組合は、長崎県の区域内の市町及び別表1に掲げる区域をその区域とする。

別表1

佐賀県	藤津郡太良町、鹿島市、嬉野市、武雄市、西松浦郡有田町、伊万里市
-----	---------------------------------

公告の方法

第5条 組合の公告は、組合の掲示場に掲示するとともに長崎県医師会報に掲載して行う。

第2章 組合員

組合員の範囲

第6条 組合員は、長崎県医師会員である医師で医療及び福祉の事業又は業務に従事する者（以下「医師組合員」という。）及び当該医師が開設する医療機関又は福祉施設の業務に従事する者（以下「従業員組合員」という。）で第4条の地区内に住所を有するものとする。

2. 組合員が、医療及び福祉の事業又は業務に従事する者であることの判断基準は、別に定める。

加入の申込

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第八号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下に同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2. 前項の加入の申込をした者は、理事が加入の申込を受理した日に組合員となる。

3. 前項の受理は、第1項の申込をした日から30日以内に行なければならない。

変更の届出

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出

第7条の3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者となった医師組合員（以下「後期医師組合員」という。）が、引き続き医師組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2. 後期医師組合員が、高齢者医療確保法第50条第二号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

脱退

第8条 組合員は、組合を脱退するには、1箇月以上の予告期間を設けあらかじめ通知しなければならない。

除名

第9条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。

- 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6箇月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
- 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込にあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第3章 保険給付

給付制限

第10条 この組合は、組合員が自己の属する病院又は診療所で行う本人及びその世帯に属する被保険者の診療については、当分のあいだ給付を行わない。

ただし、とくに理事会において認めた場合は給付する。

一部負担金

第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合
10分の3
- 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合
10分の2
- 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）
10分の2
- 法第42条第1項第四号の規定が適用される者である場合
10分の3

出産育児一時金

第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。

ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年

法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第3項において同じ)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

葬祭費

第13条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の通り葬祭費を支給する。

- 一. 医師組合員である被保険者が死亡したとき 30万円
 - 二. 前号以外の被保険者が死亡したとき 10万円
2. 第13条の1第2項に該当する医師組合員が、傷病手当金の支給を受けずに死亡した場合は、傷病手当金30日該当額を葬祭費加算金として支給する。
- ただし、傷病手当金の支給を受けた期間が通算して30日未満の場合は、30日から既に支給を受けた日数(支給申請中の日数を含む)を控除した日数分を支給する。
3. 第1項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

傷病手当金

第13条の1 組合は、被保険者である医師組合員が、疾病または負傷により業務に従事することができなくなったときは、その業務に従事することができなくなった日から起算して4日を経過した日から、通算180日を限度として1日につき、5,000円を傷病手当金として支給する。

2. 前項の傷病手当金の支給を受けるには、疾病または負傷により業務に従事することができなくなった日の前日からさかのぼって引続き6箇月間以上、この組合の被保険者であったものでなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者が第13条の2から第13条の4までに規定する傷病手当金の支給を受けるときは、本条に規定する傷病手当金の支給は行わない。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金

第13条の2 組合は、給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2. 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その

金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3. 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整

第13条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第13条の4 前条に規定する被保険者(第6条に規定する医療及び福祉の事業又は業務に従事する者に限る。次項において同じ。)が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2. 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(令和2年9月3日改正)

1. この規約は、公布の日から施行し、改正後の第13条の2から第13条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

(令和4年4月1日改正)

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。
2. 改正後の第13条の1の規定は、「疾病または負傷により業務に従事することができなくなった日」がこの規約の施行日以後である場合について適用し、「疾病または負傷により業務に従事することができなくなった日」がこの規約の施行日前であり、当該疾病または負傷により、改正前規約による傷病手当金の支給を受けたことがあるもの、かつ、その支給日数が通算365日に満たない場合には、令和7年3月31日までに限り、なお改正前規約を適用する。

第4章 保健事業

保健事業

第14条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者(以下この章において「被保険者等」という。)の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- 一. 健康教育
 - 二. 健康相談
 - 三. 健康診査
 - 四. その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業
2. 組合は、被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のため次に掲げる事業を行う。
- 一. 療養のために必要な用具の貸付け
 - 二. レクリエーション
 - 三. その他被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業
3. 組合は、被保険者等の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。

死亡見舞金

- 第14条の1 組合は、後期医師組合員が、死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、死亡見舞金として30万円を支給する。
2. 前項に掲げる葬祭を行う者の順位は、長崎県医師国民健康保険組合給付規則（以下「給付規則」という。）に定める。

傷病見舞金

- 第14条の2 組合は、後期医師組合員が、疾病または負傷により入院したときは、入院した日から起算して4日を経過した日から、通算180日を限度として1日につき、3,000円を傷病見舞金として支給する。
2. 前項の傷病見舞金の支給を受けるには、疾病または負傷により入院した日の前日から遡って引き続き6箇月間以上、この組合の組合員であったものでなければならない。
3. 傷病見舞金を通算180日受給した後期医師組合員は、通算180日に達した日から起算して引き続き3箇年を経過後、理事会の決議を経て再び、通算180日を限度として1日につき、2,000円を傷病見舞金として支給することができる。
- ただし、再支給は1回のみとし、2回目以降については、支給しないものとする。
4. 傷病見舞金の支給に関し、特別な事情がある場合は、理事会において支給または不支給の決定をすることができる。

第15条 この章に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第15条の1 死亡見舞金並びに傷病見舞金の時効については、被保険者に準じ、国民健康保険法第百十条を適用する。

附 則

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。
2. 改正後の第14条の2第1項並びに、第3項の規定は、「疾病または負傷により入院した日」がこの規約の施行日以後である場合について適用し、「疾病または負傷により入院した日」がこの規約の施行日前であり、当該疾病または負傷により、改正前規約による傷病見舞金の支給を受けたことがあるもので、かつ、その支給日数が通算365日に満たない場合には、令和7年3月31日までに限り、なお改正前規約を適用する。

第5章 保 険 料

保険料の賦課額

第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。

- 一. 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第四号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（後期医師組合員は除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき、次の区分による額の合算額とする。
 - イ. 医師組合員
 - （1）均等割 20,000円
 - （2）所得割 前々年分住民税課税標準額により、算出した次のランクに該当する金額。

ア	10,200円	イ	12,800円	ウ	15,300円
エ	18,700円	オ	22,100円	カ	23,000円
 - ロ. 従業員組合員1人につき 7,000円
 - ハ. 医師組合員の世帯に属する家族1人につき 6,000円
 - ニ. 従業員組合員の世帯に属する家族1人につき 4,000円
- 二. 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期医師組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 4,800円
- 三. 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額 5,800円
- 四. 保健事業のうち、後期医師組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期医師組合員につき算定した後期高齢者賦課額 3,700円

2. 前々年分住民税課税標準額等の取扱については、別にこれを定める。

賦課期日

第17条 保険料の賦課期日は、毎月1日とする。

納期

第18条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

保険料の変更

- 第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者があつた場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から算定した第16条の額とする。
2. 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課

被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第6条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで算定した第16条の額とする。

納額告知

第20条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。その額に変更があったときも又同様とする。

督促手数料

第21条 保険料の督促手数料は、督促状一通について10円とする。

延滞金

第22条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき年14.6%（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- その他特別の事由があると理事長が認めた場合。

保険料の納付期限の延長

第23条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

保険料の減免

第24条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、理事会の承認を得て保険料を減免する。

- 災害等により生活の著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。

- 老齢のため医業を廃し他に扶養義務者がなく生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずる者。

附 則

- この規約の施行の日前分にかかる保険料については、なお従前の例による。
- この改正規約は、令和4年4月1日から施行する。

第6章 組 合 会

組合会議員の定数

第25条 組合会議員の定数は、30人とする。

組合会議員の選挙並びに選挙区

第26条 組合会議員は、各選挙区においてこれを選挙するものとし、その選挙区は、郡市医師会（一般社団法人長崎県医師会定款第5条第2項）の区域に準じ、各選挙区から選挙すべき議員の数は下記のとおりとする。

選 挙 区	議 員 定 数
長 崎 市	9 人
佐 世 保 市	5 人
島 原 市	1 人
諫 早	2 人
大 村 市	2 人
東 彼 杵 郡	1 人
西 彼 杵	2 人
南 高	2 人
平 戸 市	1 人
北 松 浦	2 人
五 島	1 人
壱 岐	1 人
対 馬 市	1 人

- 理事長は、各選挙区の医師会長に当該選挙区の組合会議員の選挙を委任する。

任期

第27条 組合会議員の任期は2年とする。

- ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 前項に規定する組合会議員の任期起算の日は、これを5月1日とする。

組合会の議決事項

第28条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 特別積立金の繰替使用
- 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

組合会の種類

第29条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

組合会の招集日

第30条 通常組合会は、毎年2回理事会の議決により招集しなければならない。

第31条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

組合会の招集手続

第32条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所あて送付して行うものとする。

緊急議決

第33条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

ただし、法第27条第1項に掲げる事項については、この限りでない。

組合会議長、副議長

第34条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2. 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

組合会の議事録

第35条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した議員2名がこれに署名しなければならない。

第7章 役員、顧問及び職員

役員の数

第36条 理事の定数は、14名以内とする。

2. 監事の定数は、3名以内とする。

理事長

第37条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2. 理事長は、組合の業務を総理する。

副理事長

第38条 理事のうち1名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

常務理事

第39条 理事のうち3名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2. 常務理事は、常時、組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

法令遵守（コンプライアンス）担当理事

第39条の2 理事のうち1名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。

2. 法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

役員任期

第40条 理事及び監事の任期は、2年とする。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

3. 第1項に規定する役員の任期起算の日は、これを8月1日とする。

役員選挙

第41条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、3箇月以内に、補充しなければならない。

理事の職務

第42条 理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 理事は、組合会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3. 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。

監事の兼職の禁止

第43条 監事は、組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

監事の職務

第44条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

報酬および費用弁償

第45条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2. 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

役員解任

第46条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2. 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。

ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

3. 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付しかつ、組合会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4. 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

顧問

第46条の1 組合に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3. 顧問は、理事長の諮問に答えるとともに、組合会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

4. 顧問の任期は、理事長の任期による。

職員

第47条 この組合には次に掲げる職員を置く。

- 一. 事務長 1人
 - 二. 事務員 4人
2. 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
 3. 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。
 4. 職員は、理事長が任免する。
 5. 職員は、事務長の事務を補佐する。
 6. 職員の給与は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この改正規約は、平成30年8月1日から施行する。

第8章 理事会

理事会の招集

第48条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長が議長となる。

2. 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。
ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

理事会の決定事項

第49条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- 一. 組合会の招集および組合会に提出する議案
- 二. 組合業務運営の具体的方針の決定
- 三. 業務執行に関する事項で理事会において必要と認められた事項
- 四. その他この規約に定める事項

理事会の議事

第50条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。
3. 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

理事会の議事録

第51条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事1名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

規約その他書類の備付及び閲覧

第52条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

2. 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

経費の支弁

第53条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 一. 保険料並びに使用料及び手数料
- 二. 負担金及び補助金
- 三. 寄附金その他の収入

特別会計

第54条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2. 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

積立金

第54条の1 この組合は、法定準備金以外の準備金として、別途積立金及び役員並びに職員の退職積立金を積立てることができる。

2. 別途積立金は、決算において剰余金を生じた場合、次の各号に規定する目的のため、組合会で議決した金額を積立てる。
 - 一. 保険給付費へ充当のため。
 - 二. 規約第14条各項に掲げる事業を行うため。
 - 三. 国保事業において理事会が必要と認めた事項を行うため。
3. 役員並びに職員の退職積立金は、特別会計として役員並びに職員が死亡または退職した場合に支給するため、別に掲げる必要額を毎年度一般会計より繰出し積立てる。
なお、この積立金を役員並びに職員に退職手当金として支給するときは、理事会の議を経て支給する。

財産の管理

第55条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一. 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 二. 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 三. 現金は、金融機関に預け入れること。
- 四. 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

決算関係書類の提出、備付及び閲覧

第56条 理事は、通常組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2. 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。
3. 組合員は、いつでも、理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

会計帳簿等の閲覧

第57条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 支 部

支部

第58条 組合に支部を置くことができる。

2. 支部に関し必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第 1 1 章 雑 則

規則および規程

第59条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

第 1 2 章 罰 則

第60条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過怠金を科する。

第61条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過怠金を科する。

第62条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過科の徴収を免かれた者に対し、その免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を科する。

第63条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第64条 第60条から第63条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、昭和35年4月1日から施行する。

(規約の廃止)

2. 長崎県医師特別国民健康保険組合同約（昭和33年7月1日）は廃止する。